

## 豪州から日本向けに輸出される牛精液の家畜衛生条件（仮訳）

昭和 60 年 4 月 19 日付け 60 動検甲第 440 号

平成 4 年 7 月 8 日付け 4 動検甲第 919 号一部改正

豪州から日本向けに輸出される牛精液（以下「精液」という。）に適用する家畜衛生条件は、次のとおりとする。

1 豪州には精液採取前 6 ヶ月の間、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、牛海綿状脳症、水胞性口炎、ランピースキン病、狂犬病、リフトバレー熱、オーエスキー病、出血性敗血症及びトリパノゾーマ病の発生がないこと。

2 精液の供与牛（以下「供与牛」という。）は、精液採取前少なくとも 6 ヶ月の間、豪州において飼養されていたものであり、かつ、自然交配に供されたことがないこと。

3 供与牛の飼養施設（A I センターを含む。以下「飼養施設」という。）においては、4 の検査開始前少なくとも 6 ヶ月の間、ブルータング、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、レプトスピラ病、伝染性顆粒性亀頭包皮灸、ビブリオ病、トリコモナス病及び牛白血病が臨床的、微生物学的又は血清学的に摘発されなかったこと。

4 供与牛は、精液採取前 6 ヶ月以前に次の検査を受け、その結果全て陰性であること。

（疾病名）

（検査方法）

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) ブルータング      | 寒天ゲル内沈降反応  |
| (2) ブルセラ病       | 試験管凝集反応（50IU/ml 未満陰性）  |
| (3) 結核病         | ツベルクリン皮内反応   |
| (4) ヨーネ病        | ヨーニン皮内反応及び補体結合反応、又は糞便培養検査  |
| (5) レプトスピラ病     | 溶菌凝集反応（ <i>L.pomona</i> , <i>L.hardjo</i> , <i>L.icterohasemorrhagiae</i> , <i>L.canicola</i> 及び <i>L.grippotyphosa</i> について血清希釈 1:400 で凝集が 50%未満） |
| (6) 伝染病顆粒性亀頭包皮灸 | 臨床検査   |
| (7) ビブリオ病       | 包皮腔洗浄液の細菌培養検査  |
| (8) トリコモナス病     | 包皮腔洗浄液の鏡検又は細菌培養検査  |
| (9) 牛白血病        | 寒天ゲル内沈降反応  |

5 供与牛及び飼養施設内の他の動物は、精液採取時に伝染性疾病のいかなる兆候も認められないこと。

6 精液の採取及び処理は、全て豪州政府獣医官又は豪州政府により認定された獣医師の監督のもと

とに衛生的な施設で行われること。

- 7 精液の希釈液は、伝染性疾病の病原体に汚染していないものであること。
- 8 精液のアンブル又はストローには9の検査証明書と照合できる供与牛ごと、採取年月日ごとの番号等を付すこと。
- 9 豪州政府機関は、精液の日本向け輸出に際し、供与牛ごとに次の各事項を記載した検査証明書を発行すること。
  - (1) 1, 2, 3, 5, 6及び7の各事項
  - (2) 4に掲げる各疾病ごとの検査実施年月日, 検査方法及び検査結果
  - (3) 供与牛の品種及び名前, 精液採取年月日, アンブル又はストローの本数ならびにアンブル又はストローに付した番号等
  - (4) 飼養施設の名称及び住所



- 5 The donor bull and other animals within the premises of origin have to be free of clinical evidences of any infectious disease, as the time of collection of the exported semen.
- 6 The exported semen shall be collected and processed under the supervision of a veterinary official of the government authorities of Australia or a veterinarian accredited by the said government authorities at the facilities where sanitary conditions are secured.
- 7 The diluent to be used for processing the exported semen shall be free of animal infectious disease agents.
- 8 Ampules or straws used for packing the exported semen shall be marked with numbers etc. of each donor bull and the date of each collection so as to be checked with the inspection certificate in item 9.
- 9 The government authorities of Australia shall be responsible for issuing an inspection certificate stating the following items for each of the donor bull on shipping the exported semen to Japan.
  - (1) Each of items 1, 2, 3, 5, 6 and 7.
  - (2) Dates, method and results of the examinations and inspections for each disease in item4.
  - (3) Name and breed of the donor bull, collection date, quantity of straws or ampules and identification number etc. marked on straws or ampules.
  - (4) Name and address of the premises of origin.

日本向けに輸出される偶蹄類の動物及び偶蹄類の動物の精液、受精卵の家畜衛生条件中のヨーネ病についての検査方法の変更について

平成 12 年 9 月 14 日付け 12 動検甲第 1251 号

現在、各国との間に締結されている、日本向けに輸出される偶蹄類の動物及び偶蹄類の動物の精液、受精卵の家畜衛生条件においてはヨーネ病に関する検査の一つとして、ヨーニン検査を要求している。

これまで家畜衛生条件においては検査抗原としてヨーニンを使用するヨーニン検査を要求してきたが、今般、国際的にヨーニンの入手が困難となってきていること、また、鳥型ツベルクリンを用いた検査によっても、ヨーニンを用いた場合と同等の精度の検査結果が得られることが判明していることから、現在家畜衛生条件で要求しているヨーニン検査については、ヨーニンあるいは鳥型ツベルクリンを用いた遅延型過敏症反応検査に代えることができることとして、下記関係国政府家畜衛生当局あて通知した。

なお、当該通知にあたっては、偶蹄類の動物について輸出国で鳥型ツベルクリンを用いた検査を実施した場合であっても、我が国到着時にはヨーニン検査を実施することを通知する必要があることから、このことについても記載したので、併せてお知らせする。

通知対象国：

ハンガリー、ドイツ、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス、アイスランド、カナダ、アメリカ、チリ、北マリアナ諸島、ニュージーランド、ヴァヌアツ共和国、オーストラリア、英国